

平成24年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成24年6月21日 午前10時00分 開会
午後 2時31分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西井副議長 ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回葛城市議会定例会3日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、9番、阿古和彦君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

9番、阿古和彦君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得まして、私の一般質問をさせていただきます。私の一般質問は2点です。

1つ目が、学校施設の通学路の安全性についてです。もう一つは、地球環境にやさしい葛城市を目指して（パート8）になっております。質問は質問席より行います。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 それでは、質問を行います。

まず、1つ目の学校施設の通学路の安全性について。このことにつきましては、実は平成17年の6月議会の際に、その当時、中道・諸楯線に隣接する学校施設がある。その1点ともう一つは、特に當麻小学校、山麓線を横断して渡る。葛城市としては、特殊な2つエリアの学校施設についての安全性について触れた記憶があります。中道・諸楯線は未完成ではございますが、大字新庄を横切る大きな道路網の1つとして整備されようとしていた時期でしたので、その特殊性によって、どう安全性を確保するのかということについて質問させていただいた経緯があります。

今回取り上げさせていただいたのは、その中道・諸楯線沿いの新庄小学校附属幼稚園の交差点の安全性についてであります。と申しますのが、この度、新庄小学校附属幼稚園の建替えの計画がございます。そのことにかんがみまして、新たに安全対策が必要ではないかという気がしておりますので、その新庄小学校附属幼稚園北西角交差点の危険性について、その危険性を少しでも軽減するための工夫についてお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、磐城小学校の通学路の一部についてであります。箇所といたしまして取り上げましたのは、長尾神社の鳥居、地元の方は馬場先というんですけども、その鳥居の東側に水路がございます。普段でしたら、せせらぎと申しますかと、水量も少なく流れておるんですけども、一旦大雨が降りますと、近年の大雨というのは非常に短時間にスコール的に降る傾向がございますので、そうした場合にはオーバーフローしてしまいます。そうすることによって、道とその水路との境界がわからない状態になります。地元住民の方も危険であるし、当然ながら通学にたまたまその時間帯に当たった子どもたちは、非常に危険だろうという気がしております。そのエリアにおきましては、以前に、お年寄りの方が川に落ちられて、翌々

日に大阪湾に流れ着いたという事例もありました。非常に危険な箇所やと思います。

その2点について、教育委員会、学校からどのような対策等を考えられるのかということについて答弁を願いたいと思います。

西井副議長 中嶋教育部長。

中嶋教育部長 ただいまの阿古議員のご質問でございます。新庄小学校附属幼稚園北西角交差点の危険性についてご質問いただいておりますけれども、ご指摘の交差点につきましては、道路が直行しておらず、微妙に坂道にもなっております。加えて、南北に通行する車の量や速度の点からも、小学生の通学路としても危険性が高いと私どもとしても認識をしております。

学校におきましては、この認識のもと、児童に対して通行時に十分注意するよう繰り返し指導を行い、意識向上に努めているところでございます。今回の新庄小学校附属幼稚園の建替え工事に伴い、幼稚園北側道路も拡幅する予定でありますが、その際にはより見通しのよい交差点に改良できるよう、関係各課とも協議、検討させていただきたいと考えております。

次に、ご指摘の長尾、八川の境の通学路浸水についてでございます。現状の通学路は長尾神社鳥居の手前を左折しておりますが、南北の水路の一部には転落防止策が設けられていない箇所がございます。十分に安全が確保されているとは言えませんので、児童には水路の反対側を通行するよう指導しております。しかしながら、水路と反対側の道路には現在、路側帯を示す白線が引かれておりません。今後は、地元の方々や関係各課と協議、相談させていただきながら、より安全に通行できるよう改善に取り組みたいと考えております。児童に対しましても、増水時の通行にくれぐれも注意するよう指導いたしております。

また、学校では台風や激しい降雨の際の増水による浸水に常に注意を払い、教員が現場に立って児童を誘導したり、臨時的に通学路を変更するなどの処置を適宜とりたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 どうも、ありがとうございます。安全対策の方は、くれぐれもお願いしたいと思います。

今回、これを特に取り上げましたのは、幼稚園の建替えがあるということで、非常に登園門等の位置についても議論している最中なんですけれども、かなり見通しの悪い交差点を使うことになるであろうと思われまますので、その辺の安全確認というか、安全対策は十分にやっただけ必要があるかと思えます。それで、最近特にここ4月以降に登校中の子どもたちの列に自動車が入り込んだりとかいう事例があるに際しまして、文科省の方も通達を出しています。先日もたしか話をされていたと思いますが、5月30日付でされています。その内容はともかくとして、果たして居眠り運転まで防げるのかどうかというのは、非常に微妙な中での、事故が続いたための通達やろうと思うんですけれども、安全確認というのはやはり非常に大切であるということは事実やと思います。

それで今回、逆に通達の中で欠落しそうなところで、水害の方の安全確認ということで入れました。あくまでこの通達というのは文科省、国交省等の交通安全の方、もしくは防犯の方を主体に考えた事例です。何といいますか、通学路につきましては法的規制というのはあ

んまりないんです。わずか触れられるのは、学校保健法で一部触れられて、その中から派生する学校安全指導の手引きという欄で通学路はどのようにすべきか、どう選定すべきかということに触れているというのが現状です。

ですから、文科省としてはどうしなさいという形のもの、決定的なものはないです。ただ、通学路は各小学校が独自に安全チェックをして決定していく。それで、市の教育委員会がそれを認めるという形式を取られていると思います。ですから、普段チェックをするというときは、当然学校の先生はまず平常時でチェックされると思います。子どもたちが登校、下校されるときにチェックされると思うんですけども、交通というのはある程度、日常変わらないんですけども、昨今の異常気象をみていますと、スコール的に降ったときにそういう災害をどうするんかという部分が若干確認しにくい、欠落しやすい部分ではないのかなという気がしてしようがありません。

今、申し上げた場所というのは、多分、以前からその危険性というのは指摘されていた場所やと思います。でも、実際に見ますと、曲がり小口、実は写真をつけていただいていますので、非常に私はわかりやすいんですけども、1メートルか1メートル50センチの、その曲がり角の水路との境界だけが何ら柵もない状態になっています。ですから、そういうふうな安全対策というのは、普通見ていると気がつかないんですよ。普段はほんとうにわずかな水が流れているだけで見えないんですけども、一旦そういう大雨が降ったときには道と水路の境界がわからない状態になってしまう。そうすると、子どもたちはもしかしたらそこに足を踏み外して水路に落ちる。その水路に落ちると、先ほども申し上げましたように、非常に流れの強いところであります。不幸なことに大阪湾まで流れていったという、過去の経緯もお年寄りの方でしたけども、ございます。そういうふうなものは普段とは違う安全対策のチェックの仕方が必要ではないかという気がして、あえてこの2点を並列して取り上げさせていただきました。

全般につきまして、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 阿古議員の方から、通学路の安全性の確保ということでさまざまなご意見をちょうだいいたしております。

通学路につきましては、今のご質問の中でも少し触れていただきましたけれども、法的な基準というのはございませんが、平成13年度に文科省より安全指導の手引きという指導内容の中で、通学路の設定条件ということで、ある程度こういう中身で通学路の設定に当たっては検討しなさいと。例えば、現状ではそうはいかない部分がございますけども、歩道と車道が分かれているとか、歩道を歩くのに十分な広さといいますか、スペースが確保されている。あるいは、見通しのよい道路、さらには信号機、横断歩道があればそれを使いなさい。さらには、不審者等々、そういうものに対して防犯できるようなそういう条件の道路、こういうものを設定の条件として示されております。平成22年度にも改定されて、更に通知をいただいております。

通学路の設定につきましては、学校、それから保護者、地域の皆さんにいろいろ学校まで

のいろんな道筋を協議いただき、調査していただき、一番安全だというところで設定いただいているわけでして、これは長い経緯の中で、おそらく一番安全だろうというところを、今、学校に設定していただいて、私どものところにも届出報告をいただいております。もちろん、その設定に当たりましては、私どもとしましても持ち合わせた情報を出しながらアドバイスもし、一緒になって考えておるところでございます。

ただ、今のご意見の中にございました道路事情も変わっております。通学路周辺だけでなく、少し離れたところの交通事情によって、抜け道的に交通量が突然増えるという状況も出てまいります。さらには、開発等で例えば工事が大規模に行われるとかいうのもございまして、その都度、その都度、通学路の安全性ということで検討しております。さらには今、ご意見の中にございました、最近では気象が急激な変化、激しいという状況の中で、思わぬ水路の増水というようなところで、そういうものにつきましても大変危険なところということに危惧する箇所も私どもも、あるいは学校もそういう点で点検、調査もしております。

今後、子どもたちには自分の力で、自分の能力で通学路を安全に登下校するという、こういうところを一方、指導、教育をしながら、しかし亀岡の例にもございますように、子どもの安全性の意識とはかけ離れたところで不幸な事故が起こってしまうというのも現状でございます。そんな中で緊急な通学路の点検ということに、再度私どもで取り組んでおるところでございますが、道路の交通事情、さらには不審者等々のような条件、観点からだけでなく、水路、増水、さらには最近では例えば老朽化した家屋の屋根がわらが気になるとか、こんな話も届いておりますので、いろんな観点から安全性ということで、点検をし、対応できるものにつきましては、対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 考え方等はもうそのとおりで、それにどのように現実的にそういう方向でやっていくのかという手順の問題やと思います。多分、今回の通達につきましては、要綱等で秋に文科省にどういう点検をしましたという報告をたしか入れられると思います。その中では、当然のことながら、地域の方ですとかPTA、保護者等の意見も集約してとかいろいろありますけども、上がってきた部分については、やはりハード的に安全確保しないといけない部分もかなりあるのかなという気がします。子どもたちの適応能力、ソフト面で確かに教育していくということは一番大切なことなんですけども、それ以上のことというのは、やはりハードで解決しないといけないこともありますので、そういう点検箇所が出てきましたら、できるだけ速やかに対応していただくことをお願いしたいと思います。1つ目の質問は以上です。

では、2つ目の質問です。地球環境にやさしい葛城市を目指して(パート8)になります。もうパート8になるのかなと思って、だいぶさせていただいているんやなと思います。平成19年12月の議会のときに、初めてこの地球環境にやさしい自治体葛城市を目指してということを取り上げさせていただきました。その当時の私の一般質問の内容をちょっと会議録等で引き出して見ていると、その年は非常に暑かったんでしょう。葛城市でも短時間の豪雨によ

る災害が起こったことは記憶に新しいですが、近年の集中豪雨の頻発に加え、海水温度上昇による日本近海での大型台風の発生、最高気温が30度を超える真夏日の増加、猛暑日と極端な気象の大規模化、頻発化が懸念されております。また、世界に目を向けますと、北極の氷の融解や海面の上昇が起こり、温室効果ガス増加による地球温暖化によるものと考えられます。ちょっと略しましたが、非常に二酸化炭素濃度が上昇することによって地球がハウスのような状態になってしまっている。その中で、気候がある意味、いろんなパターンで大規模化してきているという、その懸念から葛城市でも何か取り組めることはないのかという思いで質問させていただいたのが、たしか平成19年の12月議会でした。

その間、行政サイドの方もいろんなエネルギー施策を展開するに当たっての書類を提示していただいて、いろんなことを考えていただいていると思います。その中で、最近の議論になっておりますが、葛城市にはシャープという大きな太陽光パネルの工場がある。そのことについて利用していかないといけない。その思いの中での話も含めて、太陽光パネルを何らかの、葛城市としての補助を考えていくべきではないかという話をさせていただいて、その中で新エネルギー導入検討委員会をつくっていただいて、開いていただいているということですが、3月に質問させていただいていますので、それ以降の、その検討委員会での議論の内容をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

西井副議長 生野市民生活部長。

生野市民生活部長 阿古議員の一般質問にお答えいたします。

3月定例会でも一般質問でお答えしましたとおり、太陽光発電設備の初期投資の軽減を図るべく、長野県飯田市のおひさまプロジェクトを参考にいたしまして、本市にも同様のシステムが構築できないかについて検討してまいりました。このおひさまプロジェクトの構築には、太陽電池の確保並びに貸し倒れ等のリスク回避が重要な課題でございます。この検討課題を踏まえまして、去る6月5日に新エネルギー導入検討委員会を開催いたしました。先ほど申し上げました点について協議を実施いたしました。

原資の確保でございますが、飯田市の展開されております事業型ファンドと山梨県都留市で実施されております住民参加型ミニ市場公募地方債が想定できます。事業型ファンドでございますが、全国的に出資を募集することが可能であり、匿名組合契約の内容により一定のリスク回避も可能である利点の半面、募集するに当たり第2種金融商品取引業者登録が必要であります。金融庁に問い合わせたところ、全国自治体では実例がないとのことでございました。

次に、住民参加型ミニ市場公募地方債でございますが、全国的には120自治体が330件の事業で活用されております。システムの構築は比較的容易と考えられます。しかし、市民のみが公募の対象となり、継続性に問題があり、またリスク回避の情報を盛り込むことは不可能となるとともに、公債費比率が上昇し、財政運営に支障を来す可能性も考えられます。

続いて、想定されるリスクでございますが、償還が完了しないうちに施設が故障や火災により使用できなくなった場合、住宅が売却された場合、住宅が建替えられたその期間、一時的に設備が使用できなくなった場合、災害発生により設備が全壊した場合、設備の利用者が

支払能力を失った場合、種々想定できるわけであります。このリスク回避に関しましては、損害保険に加入する、一定の貸倒引当金を設定する等の方策が考えられますが、貸付金である以上、100%のリスク回避は不可能でございます。

以上の課題検討を踏まえまして、太陽光発電設備設置の初期投資の軽減に関しましては、今後も検討をいたしてまいりたいと考えております。また、再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法によります電量買い取りの価格が1キロワット当たり42円と決定され、7月1日から実施されますので、メガソーラーシステム等の構築に関しましても、また住宅用及び公共施設用の設置につきましても、シャープ株式会社と協議を重ねております。

しかしながら、東日本大震災に端を発した原子力に対する不安により、今年も夏期の電力不足が懸念され、関西電力管内におきましても15%の節電を求めておられますのは、ご承知のとおりでございます。また、関西電力管内を6つのグループに分け、更にグループ内をそれぞれ8つの区域に分割し、48区域に分ける方針で計画停電の準備を進められているようでございます。大飯原子力発電所の3号機、4号機の再稼働により、7月末には一時的には危機は回避できるかもしれませんが、その他の原子力発電所の再稼働を含めて、電力事情は極めて不透明な現状でございます。

先ほど申し述べましたメガソーラー発電と同じく、電力を消費するだけでなく製造する時代に転換しているようでございます。なお、奈良県では6月1日から太陽光発電設備に対しまして、補助金制度が開始になりました。補助内容といたしましては、県内1,000件に対しまして一律に10万円を支給するものであります。なお、この募集に関しましては6月13日で予定件数に達したと聞いております。本市といたしましても、住宅用太陽光発電設備設置に向けて、さらなる協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上であります。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。検討委員会の結果というか、検討されている内容を聞きますと、ちょっと堂々めぐりしているのかなという気がしてしょうがないです。例えば、飯田のファンドについては現実、行政としてファンドを持つということは非常に難しいであろうという話はもう前回か前々回の議会でもさせていただいて、民間の会社を設立するんですかという話。それで、飯田では行政としては補助制度も実は並立して行っているという話もさせていただいております。それで、昨年12月の議会では全国で補助制度を今まで執行している自治体が半分、50%。その当時で49%やったと思いますので、多分もう50%は超えているのかなという気がします。半分の自治体がそういう制度を持っている。その中でシャープの太陽光パネルの工場がある葛城市が、残念なことにまだ補助制度さえもまだ持っていない。そのことについて意見を述べさせていただいたと思います。

それで、奈良県についても今年から県として助成制度が始まっている。そして、たしか天理市もこの春からわずかな金額やったと思いますけども、5万円だったか10万円だったか、新しく助成制度を始めてきている。ですから、奈良県で今まで実施したのが、これで奈良市、

生駒市、橿原市、天理市の4市になるんですか。全国の比率からいえば非常に少ないんですけども、それでも今の社会的状況を考えると、やはり必要ではないかという意味で、わずかですがそういう補助制度を導入してきている。そのことについてかなり申し上げたんですけども、これはエネルギー政策とは多分言えないんでしょうけども、夏場の電力不足も考えられる、それと異常気象の発生源であるであろう、可能性が高い地球環境温暖化の原因の解決にもつながっていくであろう施策であると思いますけども、葛城市としてのそういう施策について市長の方はどのようにお考えになっておられるんでしょうか。

西井副議長 山下市長。

山下市長 阿古議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先日、シャープとNTTファシリティーズを呼びまして、ちょっとお話をさせていただきました。その中で、葛城市の中でのメガソーラーの可能性、また公共施設に太陽光パネルを設置した場合の維持管理をどうしていけばいいのかとか、また各家庭用のパネルの問題であるとか、そういう根本的なことを教えていただきながらお話をさせていただきました。今、売電価格がほぼ42円で固まろうとしているときに、全国の市町村が手を挙げて、メガソーラーの導入ということに積極的に取り組んでおられると。特に、たくさんの土地を持っておられる地域につきましては、ソフトバンクさんをはじめ、三菱さんであるとか、いろんなところと手を組まれて、メガソーラーの導入をされているということですが、実体的にはどういうことなのかというお話をさせていただきました。

NTTファシリティーズのお話でございますけども、公共用地であるとか、例えば休耕田であるとか、整地をされて、休耕田の場合ですと、用地の地目の変更というのをやらなければならないという1つの大きなハードルがあるらしいので、市が持っておられて、市街地であるとか、そういうところの土地でもう既に整地がされている場所に対して、1平方メートル当たり100円で賃貸契約を結んで、メーカーはシャープであろうとほかのメーカーであろうとどこでもいいんですけども、それを設置させていただいて、土地を持っておられる行政なり、個人なり、会社なりに対しては、1平方メートル当たり100円の賃借料を年間お払いして、あとは太陽光パネルの設置から何から全部ファシリティーズがさせていただきますと。でも、それで電力を売って、なりわいとしていくということで、その場合ですと大体10年で元が取れて、残り10年で売り上げを上げていくというやり方をやりますと。1ヘクタール当たり大体0.8メガ発電ができて、3ヘクタールで2.4メガ、これが一番効率よく発電ができて、売電ができるということで、そういう公共用地を探しておりますということが1つです。葛城市内でもそういう土地があれば教えていただきたいということをおっしゃっていただきました。

それと、公共施設、公民館やら学校やら行政施設、そういうところに太陽光パネルを設置するという考え方も私の方からもお示しをさせていただき、シャープの方々ともお話をさせていただいておりますけれども、これは考え方が全く異なると。避難施設になるところに太陽光パネルを設置する場合は、保険として太陽光パネルを設置すると。万が一、そこを避難所にして停電になった場合に、その場所で避難生活を送るに当たって、電気を供給するため

につけるのか。それとも、日々使用するためにつけるのか、この2つの方法が考えられると。でも今、日本全国でそういう公共施設、学校の上であるとか公民館、そういうところにつけられている場合は、保険のためにつけられている場合がほとんどやと。避難所として使われた場合にその太陽光パネルを使って、発電をするということだけでも、その場合に電気供給を1日にするのか、それとも災害の場合やったら最低3日間はあるんだという場合にするのかというところで、蓄電池の大きさが全然違うと。この大きさが違うことによって、この蓄電池の料金がかなり高いですから、これをどういうふうな形で用意をしていくんだということも含めて考えていかなければならないということもありました。

最後に、家庭の自家用のパネルについてのお話をさせていただきました。この場合に各家庭でつけていただく場合に、大体150万円から200万円ぐらい、いろんなメーカーによって料金が違うということで、ほとんど自家用で使われますから、おおむね10年程度で採算が取れ、あと10年以後は自分のところでプラスになっていくだろうという、おおむねの計算をされておられたみたいですが、やはり自治体によって国、県、また市の基礎自治体の補助金があればつけていただきやすいというお話も聞かせていただいております。

先ほど、うちの内部の検討委員会の中で、いろいろと検討しておりますけれども、それに加えてうちには阿古議員がおっしゃるようにシャープという、太陽光パネルの一時世界一となった企業があるわけですから、この方々としっかり協議をしながら、葛城市は太陽光パネルのまちだとPRしていけるように、一度私の方からも提案させていただいておりますけれども、協議会というものをつくらせていただいて、その中で太陽光パネルを一般家庭にも普及をさせていただくシステムを考えていきたいなというご提案をさせていただいて、シャープの方からもその提案に対しておおむね良好なお返事をいただいております。おっしゃるように家庭に1つつけるに際しての補助金の問題も、その中で検討させていただきながら、葛城市内で太陽光パネルがあふれるような、各家庭でつけていただけるような状況にするにはどうしたらいいのかということも含めて、シャープなりそういうところと協議をしていながら前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 だいぶ細かく聞かせていただいたんですけど、メガソーラーについてはもうこれは自治体がやるというんじゃなくて、企業がエネルギー政策も考えているんでしょうけども、やはり利潤を追求する中で設置していくということやろうと思います。その中で、例えば東北の地方であれば、ほんとうかどうか僕もちょっと聞いたときにはあれって思ったんですけども、300億円の投資をたしか東芝系列がされる。20万キロワットという、すごい発電量のそういう話が出てきているようにも思います。そういうことを、自治体独自がやるというんじゃなくて、自治体というのはそれをいかに手助けしていくのかということであろうと思います。その中で例えば、メガソーラーもいろんな考え方があって、1カ所に集約させるんじゃなくて、分散させて、それが一般家庭の屋根の上なのかどうなのかかわからないけども、そういう手法を企業が模索してやっているところもありますけども、そういうやり方も1つのやり方である

うし、何とか補助的な働きをしていくというのが自治体本来の姿ではないかと思えます。

その中で、私は補助金自身が必ずしもいいとは思ってはいないんです。本来、税金というものは、使われ方が公平でないといけない。その中で、特定の資産、私物に対して金品を出す、補助していくというやり方は、果たしてそれが税金の使い道とした正しいのかどうかというと、必ずしもそうではないように思えます。ただ、近年の気候状況、それから震災の状況、さまざまなことを考えますと、将来コストをかんがみて補助金が行政として使う価値がある、もしくは一定の方向性をつくり出すがために必要であるという観点から補助金制度というのは導入されているのではないかという気がします。

ですから、補助金というのは金額じゃないんですよ。それが、100万円であればそれはすごい話なんでしょうけども、それが10万円でも5万円でもいいんです。その時代、時代の方向性をいかにつくり出していくかという1つの手法ですから、私はわずかな金額でいいのではないかと思えます。今現在、国の方から1キロワット当たり3万円及び3万5,000円ですか、それから今年から奈良県では、1件当たり10万円という補助金が出ます。ですから、それで20万円ちょっと、一般家庭ですと大体3.5から4キロワットぐらいですから、それぐらいの金額になります。各自治体の助成制度を見ますと、大体小さいですよ。5万円とか、多くても10万円ぐらいまでですよ。ですから、30万円ぐらいの補助金をつけることによって、投資金額というのはだんだん少なくなっていくんでしょうけども、百数十万円の太陽光パネルをつけるに当たって、一定の方向性を示しているんだと思えます。

ですから、葛城市である当時を考えてみますと、シャープが堺の方にそういう工場も移す可能性もある、その中も含めた中で実は提言はさせていただきました。シャープという太陽光パネルの工場がある。ですから、それはもうずっと以前から葛城市にあるんですから、当然、葛城市は税収を確保していく中で、そういう系列の企業、葛城市ブランドをつくることによって、環境にやさしい自治体を目指していくというブランドをつくることによって、そういう企業を呼び寄せることを目指してという気持ちもあつてさせていただいたんですけど、もう今はその時期でもありませんし。

ですから、それを考えますと、全国の1,800近い自治体が半分ぐらいやっている制度ですけども、まずそれをやってみて、それで様子を見てもいいんじゃないかなと思えます。シャープとの会合の中で、また新たな施策が出てくるかもわからない。それは、もっと大きなことだろう私は思います。ですから、まず取り組みとしてそんなに多くでなくていいですよ。例えば、10件とか20件とか、何百件とかいうんじゃなくて、まずそういうものに手をつけることによって、次のステップが出てくるのかなと思えます。葛城市にとっては、たしかNEDOの100%補助で、そういう大きなプロジェクトに対して補助金を取れるだけの素材は準備されているわけですから、まずすぐにやれるところからやっていただきたいという思いが強いんです。といいますのが、これは質問を何回もさせていただいているんですけど、その度に非常にいい返事はいただくんですけども、今年度中に結論を出したいとか、だんだん先送りになっていって、それで議論がどうもこれをやろうと思ったんだけども、当然何かやるとしたら問題点はありますから。その中でまた堂々めぐりになって、またもとの議論に戻ってし

まうようなところがちょっと答弁を聞いていますと見えてきますので。ですから、一番簡単
なところから始めていただきたいなという思いはあるんですけども、それについての見識を
市長の方からお聞かせ願いたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、おっしゃっていただいたように、各家庭というか個人のレベルでエネルギーに対する
考え方というのは、去年の大震災以降、大きく変わってきておりますし、関心も高まってお
るところでございます。それを一般家庭にも導入していただけるようにインセンティブをつ
けていく、そのお手伝いを行政がしていくということは考えていかなければならないと思っ
ております。

先ほど申し上げましたように、シャープといろいろと話をしていきながら、葛城市の太陽
光発電のあり方ということも検討しておるところでございますので、今のお話に関しまし
ても前向きに検討していきたいなというふうにも思っております。

先ほどちょっと言い忘れていたところがございます。公共施設のところでちょっとだけつ
け加えさせていただきます。申しわけございませんけれども、公民館や学校、行政施設に太
陽光パネルをつけようという検討も考えておりますけれども、その際に重要になってくるの
が、パネル1枚が約二、三十キロの重量があるということで、基礎の方をしっかりとしてお
かないと、地震が起こったときにパネルが落ちてしまったらしょうがないので、そういうこ
とも含めていろいろと公共施設への太陽光パネルの導入であるとか、そういうことにつきま
しては、しっかりと考えて取り組んでいきたいと思っております。

各家庭の補助等のことに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、前向きに検討させ
ていただきたいと思っております。

西井副議長 阿古君。

阿古議員 前向きの検討をよろしくお願ひしたいと存じます。今回でパート8になるんですけども、
その時代、時代で議論の焦点というのが多分変わっていくんやろうと思ひます。どのやり方
が一番いいというのは、決してないんやろうと思ひんです。その時代に合ったやり方で取り
組めるものを取り組んでいただきたいと思ひます。検討の結果が早い時期に出ますことをお
願ひいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございま
した。

西井副議長 阿古和彦君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、11時ちょうどから会議を再開いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時00分

西井副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの阿古君の発言の一部訂正の申し入れがありましたので、許可いたしますので、よ
ろしくご了解をお願いいたします。

次に、1番、辻村美智子君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

辻村君。

辻村議員 ただいま議長のお許しをいただき、私より病後児保育事業についてご質問させていただきます。質問は質問席より行わせていただきます。

西井副議長 1番、辻村君。

辻村議員 それでは、病後児保育について質問させていただきます。病気の回復時である子どもが普通の保育メニューを受けることが困難であります。この場合、保護者が仕事を休んで面倒をみるのが本来の姿ですが、仕事をそう何日も休むことができない、また急用で出かけなければならない、子どもを預けるところがないという保護者が増加してきていると思われれます。そのような悩みをもつ保護者への支援である病後児保育事業は必要だと思われれます。このような支援事業実施についてのお考えと本市の保育サービスについてお聞かせください。

また、県内で病後児保育事業を実施されている市町村があればお聞かせください。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの辻村議員の質問にお答えいたします。

病後児保育の実施ということでございます。先ほど申し上げられたように、保育所に通所中の児童でございまして、病気の回復期にあることから集団保育が困難な児童、かつ保護者が勤務等の都合、いろんな状況で家庭で育児を行うことが困難な場合につきましてはの病後児保育施設の静養室で保育を行うものでございます。現在、葛城市におきましては、公立、私立保育所とも病後児保育は行っておりません。

現在、奈良県内では奈良市、生駒市、香芝市、田原本町、大淀町がそれぞれ5カ所の私立の保育所に委託されております。そして加えて、県内では1カ所、橿原市が医療機関に委託されまして、病児と病後児保育を実施しております。この事業の実施に当たりましては、病後児保育室の確保、保育室と児童の静養または隔離の機能を持つ観察室、また安静室を有し、事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所と基準を満たした専用スペースや専用トイレなどが必要となってきます。また、一定の基準、スタッフを満たせば、国、県、自治体の補助があるものの、それらの保育所では複数の施設を運営した中での合理的運営を行いながら、何とか維持されているようでございますが、保育基準などから経営的には厳しいものがあるようでございます。

本市におきましては、現在、特別保育事業といたしまして、障がい児保育、長時間延長保育を実施しております。また、保護者の方の疾病、入院等により緊急一時的に保育を必要とするときに利用できる一時保育などの保育サービスにも努めているところでございます。

この病後児保育につきましては、これを実施するに当たりまして子ども10人預かるにしても、1人預かることによっても、常勤の看護師が1名、それと病後児保育専用の保育士が3人に1人の配置が常に必要となることなど、また地域の嘱託医の医師会との連携も必要となってまいります。

以上でございます。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまのご答弁によると、病後児保育事業の実施は課題が多く、特に病後児3人に対し

て保育士を1人配置するというものであります。本市では、正規職員の保育士が少ないので、大変ということですが、そこで現在の保育士の状況についてお聞かせください。

西井副議長 吉川保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまご質問の現在の保育所の保育士の状況でございます。

現在、入所募集時期が過ぎても、入所を希望される利用者がございます。国で定められた園児の年齢別に対する保育士の割合というものがございまして、保育士の配置の確保が非常に困難な状態になっておるのが現状でございます。平成24年度の保育士は、磐城第1保育所が15名、磐城第2保育所が16名、當麻第1保育所が10名、全体で41名のうち16名が正規雇用職員ということで、約39%になりました。

また、新規採用保育士につきましても、平成23年度に2名、今年度から3名雇用させていただき、合計5名となっております。また、この人数にプラスして、この3保育所を統括する総括主任の正規職員を1人配置しました。結果、約4割の正規雇用保育士の確保をさせていただいたところでございます。葛城市としては、まず当面は適宜、適切な形で子どもたちを保育できるように継続して実施しております、保育士の正規雇用職員と非正規雇用職員である日々雇用職員との比率のその割合を少しずつでありますけれども、県下各市の平均値の正規雇用職員割合の50%を超えるようにしたいと考えております。また、非正規雇用職員である日々雇用職員の処遇も近隣市町村と同様の扱いにできるようにして、働きがいと希望のある職場として安定した保育士の確保などを行い、他の公立保育所を含めて磐城第2保育所の運営が十分に軌道に乗った段階で、市医師会とも連携の協議を行いながら、今後子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子どもを育てることができる環境づくりの施策を推進してまいりたいと思います。

このようなことから、葛城市としては、今はまだ実施するのは難しいような状況であると思っておりますが、保育所の運営などまた近隣市町村の動向や保護者のご意見などを踏まえて慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。ご理解のほど、よろしく願いいたします。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまのご答弁では、平成23年度と平成24年度で保育士を5名新規雇用されて、約4割の正規保育士を確保していただいているということでした。今後は、県下各市の平均値である50%を超えるようにし、またパートやアルバイト保育士の待遇も他市町村と同様の扱いにした安定した保育士の確保と、現在建設中の磐城第2保育所の運営が軌道に乗った段階で、ほかの公立保育所を含め、全ての保育所で安心して子育てができる環境づくりを推進していきたいということでした。これに関してはほんとうに大きく評価させていただきたいと思っておりますし、期待もしております。

このように、いろいろな課題を克服していただいている段階で、病後児保育事業の実施についてはまだ難しい状態である。今後は慎重に検討していきたいとこのことですが、この病後児保育については、私は平成22年3月に質問させていただいており、当時の部長からも同じようなご答弁をいただいております。同じようなご答弁をいただいているということは、

平成22年3月以降、この事業に関しては医師会に何の相談もしていただけていないということ、そして本市の保育の拠点となるように考えておられる磐城第2保育所の建設に伴い、私としては病後児保育についても検討していただいているのではないかと期待しておりましたが、これも何の検討もしていただけておられないということが今わかりましたので、非常に残念でなりません。

例えば、少しでも他の関係機関と検討していただけて、この事業はやはり課題が多いため、事業実施が難しいというご返答をいただければ、私の方からもいろいろなご提案として、民間で子育て支援を実施されている団体やサークルに一度相談してみてもどうかとか、それから市の方で実施していただいているファミリーサポートセンター事業ですけども、このファミリーサポートセンター事業で取り組んでおられる他市もあるので、そちらに一度状況を確認してみてもいただけてどうかというご提案も考えておりました。だから、余計に今回、検討をされずに難しいというふうなご答弁をいただいたのが残念なんですけど、この場でまたなぜ検討されなかったかというのを聞く気はございません。今後、どんな要望に対してもきちんとご検討いただき、どのような結果が出ようとも、検討内容をきっちり報告、ご答弁いただきたいということを強く申し上げておきます。よろしくお願ひします。

そこで、市長にお伺ひいたします。今後、病後児保育を含めて、保育サービスについてと、それから保育サービスを充実されるのに重要な保育士雇用についてどのようにお考えかをお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 先ほど、部長が答弁をいたしましたように、病後児保育につきましては定められた基準があるということです。1人を預かることによっても、常勤で看護師が1名、病後児保育用の保育士が3人に1名必要であるという、これも普通の病気でない子どもたちを預かる保育士とは別に確保しておかなければならないというような人的な確保を必要とするということでございます。先ほど申し上げましたように、葛城市の正規雇用の職員のパーセンテージが約4割ということございまして、そちらの方の充実を図っていかうと考えておりますので、まだしばらくそういう余裕はないのかなと思っております。

先ほど、部長の答弁の中で奈良市、生駒市、香芝市、田原本町、大淀町、そこの私立の保育園ということで、病後児を預かっておられると。その全体を知っているわけではございませんけれども、その幾つかの保育所、保育園を運営されている方で知己の方がいらっしゃいますので、様子を聞きますと、やはり保育園を1つではなくて、幾つか保有をしておられて、その中で統合して病後児保育というものをその場所でもっておられるということですので、効率的にそこの運営ができるということがバックボーンにあるんだということがありますし、また橿原市の場合ですと、病院を経営されている方がそこで預かっておられるというところがありますので、なかなか条件が違うのかなと思っております。

いろいろと葛城市内でご心配になっておられるお母さん方というか、どうしても仕事に行かなければならない状況の中で、子どもを預かってもらいたいと思われる方々がどの程度いらっしゃるのかということも、またニーズ調査みたいなものも含めて考えていかなければな

らないなと思っております。

今後の葛城市全体の保育士の状況でございますけれども、先ほど申しましたように、約40%、それ統括する主任を當麻庁舎の子育て福祉課の方に1名置いてございますので、この機能をもう少し充実をさせていけるように、せめて担任の先生が正規職員になっていくようにという形で正規の職員の雇用を計画的に少しずつですけれども、増やしていけるように努力をしてみたいと思っております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいま市長からご答弁いただきました。奈良県下の病後児保育なんですけれども、以前これも平成22年3月にお聞きしたときに、そのときも部長がそういうふうにおっしゃっておられたので、なかなか病後児保育に関しては他市町村が実施されるというのはほんとうに難しい状況だと理解はさせていただいております。でも、やはり先ほど保護者の声も聞いていただくということだったので、それはほんとうに実施していただきたいと思えます。

また、保育士の件なんですけれども、正規保育士の方は担任として考えていただいておりますけれども、例えばパートやアルバイト保育士の待遇に対しては、市長はどのように考えておられるかお聞かせください。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今、アルバイトで、日々雇用で保育士になっていただいている方が半分以上いらっしゃいます。この方の処遇の問題であるとか、お給料をどういう形でお支払いするのが適当であるのかということも、この4年間、何度も何度も人事担当、また保育の担当課の人間と話をさせていただいております。我々、地方公務員の法律の中で、地方自治法なり、そういうものをしっかりと見据えた中で、職員、また嘱託職員、アルバイト職員をどのような形で雇用していく形態が適法であるのかということも含めて検討させていただき、今のような結果になっておると思っております。

他の市町村では、それを月給制度にして雇用されているというところもあるとお聞きをしておりますけれども、葛城市の場合はいろんなことを勘案した結果、日々雇用という形でさせていただいております。これはいたし方ないというところがございます。ただ、それに他の市町村に比して葛城市の日々雇用の職員が決して安くはないというところだけは確保させていただこうということで、この間、時給の見直しであるとかそういったところも図らせていただき、ただそうしますとここだけではなく、他のアルバイト職員の時給の見直しということも含めて全部影響を及ぼしますので、それも含めて全体的なコントロールを考えてやってございます。働きがいのある職場にできるように、これからもご指摘をいただいていることも含めて勘案をしていきながら、そうでありながらも適法に運営をしていけるように努力をしてみたいと思っております。

西井副議長 辻村君。

辻村議員 ただいまご答弁いただきまして、私といたしましては、保育サービスを充実させるには、まず保育所の運営であり、特に保育士への待遇を安定させていただくのが一番必要だと思いますので、今後はよりよい改善を強く要望しておきます。

また、子育て支援を拡充していただくことにより、保護者は心身ともにゆとりができ、子育ても仕事も家庭環境も充実すると思います。月曜日でしたか、奈良県の児童相談所の調査によると、児童虐待が年々かなり増えているということでもありました。だから、子育て支援を拡充していただき、保護者に心身ともにゆとりをつくっていただくことによって、児童虐待も減少していくはずだと私は思っております。だから、ぜひ保育サービスを含む子育て支援を今一層拡充していただくことを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

西井副議長 辻村美智子君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、13時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午後 1時29分

西川議長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

最後に、18番、白石栄一君の発言を許します。

一問一答方式で行われます。

18番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は3件であります。第1は、平成24年度より実施されます吸収源対策公園緑地事業について。第2は、地域活性化事業、新道の駅建設事業について。第3は、入札契約事務の改善についてであります。質問の詳細は一問一答方式で、質問席にて行わせていただきます。

西川議長 白石君。

白石議員 それでは、吸収源対策公園緑地事業について伺ってまいります。

本事業につきましては、3月定例会の予算委員会の審査の中で、補助事業に対する認識や緑の基本計画に基づく実績の評価、葛城市の分担金条例に基づく運用や基金徴収の根拠などの予算執行上の問題等について議論されましたが、結局、議論が折り合わず、副市長の別の機会に議論したいとの発言を受けて先送りされた経緯がございます。

そこで、私はこの一般質問を別の機会の議論の場として、その論点、問題点を議論し、速やかな改善を求めてまいりたいと思います。

予算委員会での説明では、平成24年度に疋田、柿本、忍海、兵家の4カ所、平成25年度には今在家、木戸、林堂の3カ所を合わせて7カ所の公園緑地整備が予定され、あと當麻、南道穂が検討中ということであります。改めて、これらの地域で推進される吸収源対策公園緑地事業の目的及び交付対象事業の要件における都市要件について説明を求めます。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 それでは、白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

吸収源対策公園緑地事業の目的及び交付対象事業の要件における都市要件についてでございます。吸収源対策公園緑地事業は、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備、または公共、公益の緑化を推進することを目的としております。

交付対象事業の要件における都市要件につきましては2点ありまして、1点目は緑の基本計画が策定済み、もしくは策定中の都市となっております。2点目は数項目ありますが、葛城市においては近畿圏整備法に規定する近郊整備区域にありますことが事業採択要件に該当しております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 矢間部長からご答弁をいただきました。本事業の趣旨、目的は矢間部長が答弁されたように、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備を行い、公共、公益の緑化を推進することである、このように述べられました。ご承知のように今、地球の温暖化は、人類はもとより、地球の生命体にとって存亡の危機にあります。本事業はその危機を緩和、克服するために公園緑地を整備し、緑化を推進する人類の最優先の課題に取り組む最先端の施策、補助事業であると考えます。

お伺いします。この事業によって、恩恵を受けるのは葛城市民であり、また世界の市民ではありませんか。ご所見をお伺いします。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 ただいまの白石議員のご質問ですが、恩恵を受けるのはもちろん葛城市民ということでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 これは、世界まではなかなか言えないですけども、葛城市民であるということでお答えをいただきました。

次に、進みます。葛城市緑の基本計画に基づく事業実績と補助事業の交付対象となる事業の内容及び、その財源の内訳について説明を求めます。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 ただいまの白石議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

葛城市緑の基本計画に基づく事業実績と補助事業の交付対象となる事業の内容及び財源の内訳についてでございます。葛城市緑の基本計画に基づく事業実績としましては、平成15年3月策定の新庄町緑の基本計画に基づき実施しましたもので、緑化重点地区整備事業として実施してきましたJR大和新庄駅前公園、北道穂公園、新村公園、薑公園の4カ所を整備しております。また、まちづくり交付金事業として実施しました笛堂ふれあい公園、JR大和新庄駅東公園の2カ所を整備しております。

次に、補助事業の交付対象となる事業内容及び財源についてでございますが、まず緑化重点地区整備につきまして、補助対象事業としましては緑の基本計画に定められる緑の推進を重点的に図る地区において、箇所数としまして5カ所以上で1カ所当たり事業対象面積が500平方メートル以上の緑地の整備、または公共、公益施設の緑化を行うもので、都市公園として管理するものとなっております。まちづくり交付金事業につきましては、都市再生整備計画に基づくもので、計画対象地区内の住民の利用に供する公園整備となっております。

財源の内訳としましては、補助率から申し上げますと、緑化重点地区整備事業につきましては、用地等取得費につきましては3分の1、施設整備費につきましては2分の1が補助金として補助されます。また、まちづくり交付金事業におきましては、事業費の40%が交付金として補助されます。補助金を除く事業費につきましては、市の一般財源及び起債となっております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 改めて確認をしておきたいと思います。葛城市の緑の基本計画に基づく事業、緑化重点地区整備事業の4カ所、まちづくり交付金事業2カ所の用地取得費は国の補助金分を除く3分の2及び60%をそれぞれ全額市が負担され、地元大字の負担は一切なかったということでしょうか。確認をいたします。

西川議長 矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 ただいま白石議員のご質問ですが、市の全額負担であり、大字からの負担は求めておりません。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 矢間部長からご答弁をいただきました。この2つの質問に対するご答弁を皆さんしっかりとお聞きになった上で、次の質問に移ってまいります。

本事業の経費に充てるために、地元大字より用地取得費の3分の1の寄附金を徴収することを予定しております。本年度の事業では、大字正田から1,230万円、これは1世帯当たり9,250円ほどになります。正田大字の世帯数は、1,330世帯と聞いております。1世帯当たり9,248円もの多額の寄附金を徴収することを歳入予算の一般寄附金に予算化され、3月の予算委員会において寄附金を徴収する、このように明言をしているのであります。

地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の条項は、「国は地方公共団体またはその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことをしてはならない」と明記しています。本事業に係る寄附金の徴収は、本条の趣旨、その規定に疑いの余地なく私は違反していると考えます。ただちに中止をし、予算を修正すべきではありませんか。所見を求めます。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 白石議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

地方財政法第4条の5でございます。先ほども、白石議員の意見の中であつたわけでございますけれども、地方公共団体は他の地方公共団体、または住民に対しまして、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないと規定をいたしておるところでございます。

本条の規定につきましては、戦後、国、地方公共団体、住民の間におきまして、寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく、これが財政秩序を大きく乱す重大な原因となる

恐れが生じてきたことから、昭和25年の税制改正の際に設けられた規定でございます。本条の条文中、割り当てるといふ文言がございますが、その意味は当然強制的の意味を含みますので、本条ではこの割り当てる行為自体を禁止し、あわせて強制的な徴収をも禁止をいたしておるところでございます。また、強制的に徴収とは権力関係、または公権力を利用して、強圧的に寄附をさせるという意味でございまして、それに応じない場合には、不利益をもたらすなどの社会的、心理的な圧迫を加える場合を含むと解されておるところでございます。

ただいまご質問の本条の規定に当たりまして、市民の方からいただく真に自発的な寄附金まで禁止するものではないわけでございます。したがって、本事業を実施するに当たり、当該事業内容は従来から地元大字の強い要望があったものでございまして、今回懸案となっております寄附金につきましても、地元大字としては従前から受益者としての負担を自ら申し出ていただいたという経緯もございました。本条にいうところの割り当てではなく、ましてや公権力を利用して強制的に徴収するものでは決してございませんので、本条の規定に反しているとはまでは言えないと理解をいたしておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 河合部長の方から地方財政法第4条の5に関する規定の趣旨、目的あるいはその規定に対してこの寄附金というのは割当的、強制的なものに当たるものではないかということに対して、本条の規定に反しているとはまでは言えないという答弁がありました。

このことについては、後の質疑に送りまして、先に3月の予算委員会での議論の中で、地元大字からの寄附金をどのような根拠に基づいて徴収するか、私の質問に対していろいろな論点から副市長並びに当時の都市整備部の生野理事から説明を受けました。これは、私がまとめたものでありますので、後で副市長の思いも語っていただきたいと思っております。

第1の論点は、平等性ということであります。吸収源対策が採択され実施される大字の用地の負担はゼロで、葛城市の用地取得事業に係る分担金徴収条例を適用して、大字が行う事業には2分の1の負担となる。採択された大字から寄附金を徴収して、大字が行う事業の財源に充てることが、平等性を確保し、葛城市の均衡ある発展に資することになるという論点、理由であります。

2つ目は、寄附金の負担を採択要件にして、事業採択にハードルをかけるという論点であります。大字の要望を全て行政の責任で受けていくことになれば、財源が伴わないことになるというものであります。

3つ目の論点は、寄附金徴収の最大の根拠になっている葛城市用地取得事業に係る分担金徴収条例であります。この条例は、大字や土地改良区が事業主体になって建設する施設に係る用地の取得費を対象とした条例であります。副市長は、予算委員会の議論の中で、根本となる発想は分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分です。明確に答弁をし、更に自らの国の施策の中で行き届かないところを葛城市独自の分担金徴収条例の趣旨を活かして、寄附金を徴収し財源に充てていくこと、このように言っています。

分担金徴収条例の第5条第2項のただし書きは、こう書いてあります。「ただし、当該事業

が国、または県等の補助事業に該当するときは、国または県等から交付を受けた補助金の額の2分の1とする」となっています。このただし書きの規定に基づいて、根拠にして、国の補助事業を受けて市が行う公園整備事業にもかかわらず、寄附金を徴収するんだという論点であります。

これが、予算委員会での市当局が答弁された論点だったと思うわけですが、これは私が予算委員会の会議録をもとにまとめたものであって、私の主観もあり、正確なものと言えるかどうかわかりません。そこで、副市長にこの内容について、確認をしておきたいと思えます。いかがでしょうか。

西川議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 今、白石議員が開陳されました趣旨、そのとおりでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 予算委員会の中での議論は、今、私が述べましたような論点において議論をされました。

しかし、私は予算委員会の中で指摘したことが抜けております。それは、先ほど質問をいたしました地方財政法の割当的寄附金等を禁じた第4条5の違反については、何ら答えられておりません。先ほど、河合部長より地方財政法改正の経過にまで触れていただいて、違反とまでは言えない、割り当てには当たらない、このようにご答弁があったわけでありまして。

この割り当てるという行為の解釈でありますけれども、割り当てるとは、2以上の市民であったり、あるいは団体であったり、この税外負担である寄附金を求めると、そういうことが割り当てるという意味なのだということでありまして。この点は若干、河合部長のとらえ方と違うわけでありましてけれども、その点は置いて、次に進みます。

法律は、この割り当てるという行為自体を禁止して、あわせて強制的な徴収を禁止しています。これは、割り当てても強制的に徴収さえしなければよいという解釈ではないということでありまして。これは、私が常々参考にして、ぎょうせいが発行している地方財政法逐条解説であります。これは、石原信雄さんという自治省の事務次官をされていた方が現役の時代に同僚と研究を重ねて著したものであります。そこで、この規定は当然割当的寄附金の強制徴収の禁止に関する規定であります。これは、昭和27年の改正で加えられたものです。部長は昭和25年の税制改革と言いましたけれども、税制改革とあわせて地財法についてはその2年後に改正の措置がとられているということでありまして。

第4条5を設置した、その改正の趣旨は、税外負担の解消を促進する、こういう趣旨で寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収することをしてはならないと、こういうことをいっているのであります。地方財政法第4条の5のこの改正の趣旨、その規定が設置された趣旨というのはそういうことでありまして。その当時は、国においても、地方自治体や各団体に対して寄附金という形で税外負担を求めてきた、こういう経過があるんです。それが、シャープ勧告を受けて、やはり税制改革しなければならない、地方財政の自立を図らなければならない、こういうふうなことで改正をされたのであります。

ここでは、このように解説をしています。本条は割当的寄附金の強制徴収の禁止に関する

規定であり、昭和27年の改正で加えられたものである。シャープ勧告に基づく地方財源充実の一環として市町村税が400億円の増額を見たことの見合いにおいて、税外負担の解消を促進する趣旨で寄附金を住民に割り当てて強制的に徴収することをしてはならないとの規定が加えられたこととなったというわけであります。元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきであるが、戦後においては、国、地方公共団体、住民の間において寄附金の名目に隠れた負担の強制的転嫁が甚だしく、これが財政秩序の分断を招く重大な原因となる恐れがあることをかんがみ設けられた規定であるということなんです。私は、この規定の趣旨、規定そのものの内容をやはり行政として守るべきだと、このように思うわけであります。

この点については、最後に市長に所見をお伺いするとして、じゃあ、これまで葛城市においてこの税外負担を解消していくという努力がどうされてきたか、私は新庄町の議員でしたから、新庄町時代からのことを紹介したいと思います。

皆さんご承知のように今、葛城市には44カ大字がありますが、その大字の数以上に公民館やコミュニティセンター、集会所が設置されています。これらはもちろん大字が中心になって建設をしたという歴史があるわけでありますけれども、新庄町ではこれらの建設にかかわる市民の税外負担を緩和するために、補助要綱を設置いたしました。改正を重ねて、最終的には40戸以下の大字では80%の補助をする、これは建物です。それを超える大字については、3分の2の補助をするということであります。これは、私は評価をしまりました。用地についても当然、助成をすべきでないと言言をしまりました。そして、新庄町が合併する前には、疋田の東和苑やフルールでは、用地費も含めて、用地費は市が購入するということまで改善を図ってきたわけです。

この法の精神に基づいて、やはり先人たちは税外負担を解消するために努力をされてきた。私はその中で、この法律を紹介し、その推進をともにしてきました。こういうことからしたら、私はほんとうにこの度の吸収源対策、公園緑地事業が新たにこの負担を求めていく。平等性であれ、徴収条例をもとにしてということであれ、それは認められないものだと思うのであります。

副市長は、別の機会に議論をしたい、こういうことであります。私が一方的に言うだけでは議論にならないので、ここでひとつ副市長に議論に加わっていただきたいと思ひます。

西川議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 先ほど河合部長が答弁いたしましたとおり、今回の件につきましては、地方財政法第4条の5の趣旨には抵触しない。我々はやはり自主的な大字が感謝をもって寄附をしていただくものだという理解をしております。これをまず前提にお話をさせていただきます。

今、白石議員がいみじくも変遷をおっしゃっていただきましたように、その時代、その時代の経済情勢、また国のあり方によりまして制度はころころ変わっていくというのが現状であります。戦後間もないときには、やはり地方自治体、また国自身もそれぞれ財政が乏しく、甚だ行き過ぎた寄附を強制しながら、行政を運営して、そういう経緯がございます。

しかしながら、時代は高度経済成長とともにそれは改善されまして、税外負担を求めない方向に全てが行われた時代もあったわけでございます。制度は違うわけでございますけれども

も、老人医療は全部無料だと、交通機関に関しても全てが無料というふうな時代もあったわけでございます。しかし昨今、それぞれ国におきましても、地方自治体におきましても、限りある財源でございます。それと同時に、やはり自分らが負担しているものは負担しながらやっていこうという機運が昨今、特に盛り上がってきているというのも我々は肌で感じているところでございます。

今回、たまたま吸収源対策という事業の補助事業を充てさせていただきまして、執行させていただくわけでございますが、元来それぞれの大字懇談会を通じまして、地元の方々の要望を聞き及ぶところにおきますと、やはり広場、また緑地、公園というのは、それぞれこの大字にも等しく要望されております事案でございます。特に今回、その事業を充てさせていただきました当該大字におきましては、長年の中でそれぞれ自らが何らかの形で手当てをしたいという思いの中で、熟慮を重ねられまして、この機会を待ち望んでこられた、そういう経緯がございます。我々自身は、本来ならばこの事業の趣旨にのっとりまして、市がそれぞれ必要なところにそれぞれの公園を、議会の先生方にご相談、提案を申し上げまして採択も含めて検討すべきであろうかと思っております。しかしながら、その状況をできるだけ皆さん方の要望に答えるべく、この事業の採択になったところに関しまして、今回そういうことで事業をお受けさせていただいたようなところでございます。

先ほど、白石議員がおっしゃっておられましたように、この事業は全ての大字に、事業が採択すべき要件が満たされましたら、それはそれとして財源のことも考慮しながら考えていくわけでございます。しかしながら、我々自身はやはり葛城市がそれぞれ受けられる恩典、それを等しくできない部分につきましては何らかの形で市独自の制度をもちまして、その解決にもっていきたい、その1つの表れとして今後も継続的にこのような事業が取り入れられまして、地域の住民の方々にあまねく公園整備、広場の整備というものを享受していただきたい、このような願いを持ちまして、今回の方向で実施をさせていただくという運びになったようでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 副市長の理想であろうと、こう思うわけでありませう。

葛城市は、市長のそういう平等を重んじる、そういう考えは考えでよろしいですけども、ちゃんとした緑の基本計画というのを持っとるんです。都市計画マスタープランなんかを持っているんです。そういう中で、やはり公園や緑地を増やしていく、インフラ整備を増やしていくんだということでやっているわけです。副市長の考えで、このまちづくりをやっているわけやないんです。やっぱり、先人たちにつくっていただいたこのインフラの上に、新たに都市計画をつくってやってくるわけです。それが、これまでの緑の基本計画に基づく公園事業じゃないですか。それが、44カ大字全部にやっぱりやらないと平等にならない。その平等を確保するためには、今採択になっているところがお金を取っちゃって、そのために費用を使っていこう、これほんまに実現するんですか。あんた今、そう言いましたけども、そういう答弁はしているけども、制度づくりも何もしていない。何も答えられていないじゃないですか。これまで、先人たちがほんまに税外負担の解消をしていこうと、できるだけ努

力してやってきたわけじゃないですか。それが、割当的寄附金には当たらない、まさに割り当てているんじゃないですか。疋田でしょ、来年は今在家でしょ、木戸でしょ、みんなやっ
ていくわけじゃないですか。

そこでちょっとお伺いをしたい。大前提になっている徴収条例です。これ、最初からこの
ただし書きを入れて、この吸収源対策、公園緑地事業に地元から寄附金を取ろうと考えてい
たんですか。この条例の成案ができたのはいつなんですか。それちょっとお答えください。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 分担金の用地取得事業に係ります分担金の徴収条例につきましては、平成23年3月に
議会の方に提案をさせていただきました、その内容を審議いただきまして、採決をいただい
ているところでございます。3月31日付をもちまして、いわゆる交付をいたしておるところ
でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 今、部長から答弁いただきました。もちろん、予算というのは当然9月決算が終わったら
ら予算要求をして、年が明けたら理事者査定となっている。そんな中で寄附金を徴収する
ということが、どの時点で決められていたのか。平成23年2月21日だったでしょうか、その
ときに、区長会が行われています。その区長会で初めて石田部長が吸収源の公園事業について
説明をしております。

その中で補助率についての質問が出ております。そこで、市長はこう答えています。「国か
ら3分の1なり、2分の1なりの補助金があるということです」と。これはわかります。そ
の次なんです。「残りの分については、市と協議をということです」と。この時点でもう既に、
このただし書きの部分が想定をされていたんではないかと、こういうふうに私は思います。

副市長の基本の発想は、分担金にありと言うたんですけど、合致するものであります。最
初からそういうことを考えていた。それはそうでしょう。その中で、いわゆる負担金まで言
うてるわけですよ。区長会で負担金ありますよと言うてるわけですよ。後で皆さん、市役所
の方に来て相談してください、これだけの負担ですとか言われて。断念しているところがあ
るじゃないですか。断念しているところがあるじゃないですか。これを平等と言えるんです
か。やっぱりこういう税外負担があるから、整備が進まないんじゃないですか。そんな寄附
金を取って、そんなんつくらんなんというのはよこしまな考えです。

税外負担の改正の取り組みをご紹介いたしました。地方財政法の規定からして、時代を50
年も60年も引き戻すような、そういうことをやっぱりこの予算で提案されて議論をし、予算
は通っていますが、それを執行しようとする。これは断じてやっぱり認めることはでき
ません。見過ごすことはできない。議会は議会として果たすべき役割がある。適正適法な予
算になっているのか、執行になっているのかというのが、我々の仕事ですから。これは今後
も取り組んでいかなきゃならないと思っています。また、一市民としてもやはり取り組んで
いかなきゃならないと思っています。

最後に、簡単に、適法なもので、この予算を執行しますとか、いややめます、その答弁だ

けでいいですから、市長にお答えをいただきたいと思います。

西川議長 山下市長。

山下市長 いろいろとご指摘をいただいたところでございますので、このことにつきまして今一度しっかりと勉強もさせていただかないといけないだろうなと思います。執行に際しまして、どのような形が適当であるのか、しっかりと吟味をしながら検討していきたいと思っております。

西川議長 白石君。

白石議員 市長がそういうご答弁をしていただくと困る。副市長は、これはもう予算執行しますと言うとるんです。市長は検討しますというわけでしょ。どちらかはっきりしていただきたい。

西川議長 山下市長。

山下市長 最終責任者は私でございますので、私の意見が市の意見でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 そのように受けとめておきます。議会、幹部職員の意見を聞いて、最終決断を執行前にきちっとしていただきたい。よろしく願いをしておきたいと思っております。

時間がありませんけれども、次に道の駅についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

道の駅の施設規模、施設の内容の決定、確かな経営分析等の結果と事業計画推進のプロセスについてお伺いをしたいと思っております。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいま白石議員の新道の駅の整備事業の施設の規模、施設の内容の決定、確かな経営分析等の結果と事業計画推進のプロセスについてということのご質問にお答えをさせていただきます。

設立委員会におきまして、8月から10月にかけて一般市民を対象に消費者、生産者、加工グループ等における道の駅のニーズを把握するため、意向調査の実施を予定していただいております。この意向調査において、生産者に出荷、出店の意向も確認をいたしたいと思っております。この調査結果をもとに、施設の規模、内容を10月ごろ確定し、運営するための経営分析を他の類似した道の駅の状況、当地の立地環境などを踏まえまして試算する予定でございます。10月からは、株式会社設立に向け、定款を定めるために、発行株式総数ほか基本事項の決定をしていきたいと考えております。定款が決定次第、出資募集を行う予定でございます。3月からは、意向調査において出荷、出店の意向を示された方々に対して、詳しい出荷、出店内容を確認していき、出荷募集を行い、本決定していくところでございます。

また、地場産業の拠点といたしまして、市内の意欲のある商工業者に出店を行ってもらうとともに、店内で地域のいろいろな物産を販売することにより、商工業の活性化を図ることができると考えております。また、農産物の出荷においては、農産物の種類、年間の出荷作物サイクル、出荷量など品ぞろえの分野と安全、安心の分野として、生産履歴の記帳、農業の登録内容の重視など、説明を十分に行い、出荷募集を行っていきたいと考えております。

現在、本市の生産されている農産物は多種さまざまな野菜、そして日本一の生産量を誇る

二輪菊、県下2番目の酪農など、出荷品としては多種あるが、この新道の駅が地産地消の発信基地となるよう、課題として消費者ニーズにマッチした戦略的な農産物、四季を通じた特色のある農産物をいかに品ぞろえするかであり、また端境期にいかに地元産の農産物をそろえられるかでございます。

このような課題に対しまして、多様な農産物の提供を通じて、地域農業の活性に努め、良質を基本とした多品目、年間安定出荷ができるよう営農指導を通じて年間作物の栽培サイクルを考え、量的拡大が図れるよう生産誘導を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 吉川部長の方からご答弁をいただきました。

この平成24年5月31日の都市産業常任委員会で、平成27年のオープンに向けた具体的なタイムスケジュールが初めて提案されました。そして今、それに基づいて吉川部長の方から、この到達点について、これも一定具体的な形での答弁があったと思うわけであります。

しかし、私はこの地域活性化道の駅事業は、この間の事業計画の推進プロセスにおいて、非常に不透明でわからないところが種々あったと思っております。それは、ワーキング会議であり、推進委員会であり、設立委員会であります。検討委員会というのは、検討委員会としてあったのでしょけれども、ほんとうに議会には昨年10月25日に提案された資料は、初めてのものでありました。そこではもう既にワーキンググループによって場所が決められていた。さらに、この準備委員会なり、設立委員会を設立する中で、施設の規模、内容、配置、運営の方法、経営分析を策定していただく、こういうことでありました。この間、常任委員会は10月25日を含めて3回開かれておりますけれども、そのほとんどが決められた内容が提案されているわけであります。

そこで、ちょっとお伺いしますが、いろいろワーキング会議、検討委員会、推進委員会、あるいは設立委員会、いろいろ出ているわけです。その中で推進委員会というのは、どういう委員会であったのか、どういうことが議論されていたのかお伺いしたいと思います。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 ただいまのご質問でございます。

本市の商工業者、また農業者が中心となって、本市の活性化を図り、後世に本市のにぎわいを持続させるために、葛城市の商工会、また農政活性化推進協議会が中心となって、具体的な推進の母体として新道の駅の運営を行うということのために推進委員会をつくられたということでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 その推進委員会の構成、どんな団体なんですか、どんな委員会なんですか。設立委員会は資料もいただきましたのでわかりますけれども、推進委員会はわかりません。

西川議長 吉川産業観光部長。

吉川産業観光部長 商工会がほとんど中心でされた推進委員会でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 設立委員会を設立するまでの間は、この施設の規模等、運営の方法や経営分析等をこの推進委員会で行われて、そして更に専門的な農業者や商工業者の意見を聞くということで、設立委員会が設立されたということです。設立委員会は、発起人代表として商工会の会長、農政活性化推進委員会の代表と2人があったと思うんです。推進委員会は、これはもう商工会の内部の委員会であって、まったく行政として、あるいは私ども議会として何らそういう議論がそんなところでやられているということは、行政はわかっていたでしょうけど、我々はわからない。そういう状況になっている。どこに丸投げをして、この事業計画をしてきたんですか。ワーキング会議のメンバーを見ますと、商工会の幹部、あるいは元幹部、中心的な会員さんがおられます。その方々が設立委員会にも引き続いておられます。この設立委員会には、商工会の会長はもちろん副会長、会員が半分近く入っている、そういう状況なんです。

確かに先進地のお話を聞いてみますと、商工会やJAや地銀やあるいは信金等々、公益的な団体が加入してやっている、これはよくわかります。しかし、葛城市の場合はやはり事情が違うんです。設定した場所ってどこですか、もう変わるわけじゃないでしょ。あの場所に商工会の土地、2,000平方メートルを超える土地があるじゃないですか。もう長年使われない、いわゆる塩漬けの土地になっている。商工会って、利害関係者じゃないんですか。利害関係者が土地を持って、使いあぐねている土地を持っているそういう商工会が中心になって計画を推進している。そこへ計画を委ねている。これは、私は問題だと思う。その上、この施設から何から決めていくんですから。そう思いませんか。いかがでしょう。どなたかお答えいただけますか。この団体は、利害関係者じゃないんですか。それだけで結構です。

西川議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 今、利害関係者というふうな表現をされておるわけでございます。この件に関しまして、この事業の1つの大きな目的は、市民がどれだけ多くの方々がそこで起業をし、またこの新道の駅にかかわっていく、いわゆる参加をしていくかが大きなキーポイントであろうと思えます。特に、事業を拡大して、あそこで事業を新たに展開される。また、初めてあそこでチャレンジをされる方、それがやはり初めて起業される方にとりましては、経営のノウハウ、経営の指導、またそれを投資するための金融等、いろんな形でノウハウを知っていただく商工会が中心になっていただかなければ、この事業の円滑な運営はできないと、このように考えております。決して、商工会自身が自ら経営に乗り出すとか、そういう意味でやらせていただいている部分ではないわけでございます。

西川議長 暫時休憩します。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時29分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。白石君。

白石議員 副市長はそうのように申しました。当然、先進地ではそういうことをやっている。しかし、

葛城市の場合、違うでしょ。まさに強い強い利害関係があるじゃないですか。しかも、商工会政治連盟は市長に出馬要請をし、電話をして聞いてみたところ、いきさつ上、推薦もしますという話です。28日に後援会の発足総会をするわけですけども、それはどのようなようになるかわかりません。このことを述べて、私の発言を終わりたい。

以上です。

西川議長 これで白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問は終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月28日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集を願います。

なお、あす22日から26日までの間、各常任委員会及び特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午後2時31分